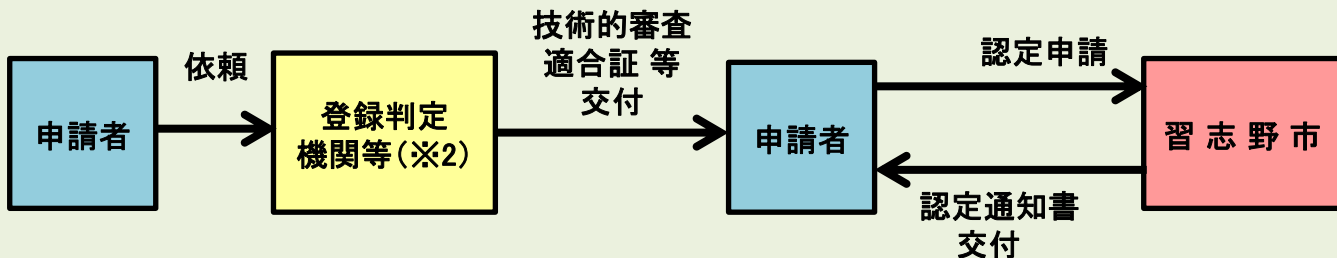


建築物省エネ法 認定手続きの流れ

登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が発行する
技術的審査(※1)を受けた後に、書類を添付して認定申請を行う場合

※ この場合、認定申請手数料が減額されます。



※1 「技術的審査」では建築物省エネ法の認定基準への適合状況について審査します。
この審査結果(技術的審査適合証等)を基に、市は認定の適否を判断します。
市への認定申請に先立って、事前に登録判定機関等の技術的審査を受けることによって、
認定手数料の減額や審査期間の短縮が図れます。

※2 「登録判定機関等」とは、次に掲げる機関を言います。

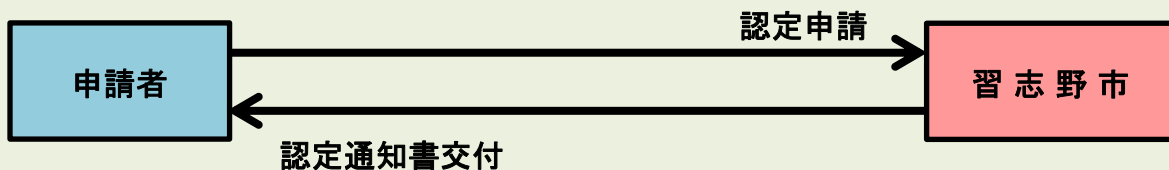
【非住宅部分】

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関

【住宅部分】

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・登録住宅性能評価機関(住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項)

直接、習志野市へ認定申請を行う場合



※市が建築物省エネ法の認定基準への適合状況について審査し、
認定の適否を判断します。